

飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

第 167 回 飲酒運転の厳罰化傾向～呑んだら乗るな！（反省を込めて...懺悔）

2006.9.17

福岡市職員の飲酒運転による 3 児死亡事故を受け、飲酒運転処分に関する議論が、全国的に沸きあがっている。公務員が飲酒運転で起した死亡事故は、01 年から 05 年の 5 年間で計 53 件、人身事故は計 1,385 件に上った。（警視庁調べ）飲酒運転に対しては 01 年以降、法的に厳罰化が進んだが、昨年度、公務員の飲酒運転による処分者数は 96 人と、この 5 年間で最も多く、公務員の規範意識の向上は見られなかったと断言する。

「3 人殺したのだから死刑にしろ！」...こうなると過激な声と平行して「もっと厳しく」と、規制と罰則の厳罰化を支持する声が大きくなっていく。たとえば、飲酒運転に関する、日本以外の諸外国の刑罰は...各国のユニークな処分を見てみよう。

ノルウェーでは初めての違反の時は重労働を伴う 3 週間の懲役。**フィンランド**や**スウェーデン**は重労働を伴う 1 年間の懲役。その後 5 年間以内に 2 度目の違反を犯すと、生涯にわたって運転免許を取り上げるのはノルウェーである。**イギリス**は、250 ドルの罰金、1 年間の免停、1 年間の収監が科せられる。**フランス**では、罰金はイギリスの 4 倍、免停期間は 3 倍、収監は 1 年を限度としている。**南アフリカ**は厳しく、10 年間の収監、1 万ドルの罰金の両方が科せられる。**ロシア**は運転免許を生涯にわたって取り上げられる。**オーストラリア**は「酔っ払いに付き拘束中」という見出しと共に、飲酒運転者の名前が地元新聞に掲載され、刑務所暮らしだということが公表されてしまう。**マレーシア**では、飲酒運転者本人だけでなく、その配偶者も投獄される。**トルコ**はユニークだ。酔った運転者は郊外に連れて行かれ、酔い覚ましに十分な距離を警察のエスコート付きで歩いて帰らされる。殺人罪以上に厳しい国もある。**エルサルバドル**は初犯から、**ブルガリア**は 2 度目から極刑（銃殺刑）が適用される。**アメリカのハワイ州**は、02 年 8 月、飲酒運転により旅行者を殺害した罪で 20 年の懲役刑の判例がある。

諸外国の例を見ると、日本の刑罰がどんなに軽いかわからない...むしろ驚くばかりであろう。今後我国も、危険運転致死傷罪（最長 20 年の懲役刑）の柔軟な解釈と共に、同乗者や酒類を提供した者（飲食店主等）に対する**幫助罪**（ぼうじょざい止めなかった、手助けした罪で逮捕される）の適応を厳格にしていく方向にあるのは否めない。

国民にモラルがない国ほど、法律が厳しく罰則が重い。細かいことまで法で規制しないと秩序が保てないからであろう。破った奴は社会のコミュニティを無視した故、絶対許すべきでない...多民族、多宗教、多言語の国は、法的規範こそ絶対でなければならない。

でも、日本はそういう国ではなかったはず。飲酒運転を弁護するつもりは毛頭ないが、法規制の厳格化が進展することは、ひょっとすると、我国固有の教養と品格が崩れ、変なところでグローバル化していく。そうであるとすれば、何ともいたたまれない話だ。